

# 逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市において、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に定めるまち・ひと・しごと創生を推進するに当たり、逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

## (メンバー)

第2条 推進会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 産業・経済、教育、金融、労働、言論・メディア等の関係者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要があると認めた者

2 推進会議への参集の求めは市長が行い、案件等に鑑みて一定の期間を定めて、同一の者に対して継続して求めるものとする。

## (座長及び副座長)

第3条 推進会議に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、推進会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (アドバイザー)

第4条 市長は、推進会議の開催に当たり、まち・ひと・しごと創生の推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

## (協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。